

福山城周辺における屋外広告物のあり方について

■現在取組み中のエリア■

<福山城周辺エリア（福山駅北口）>

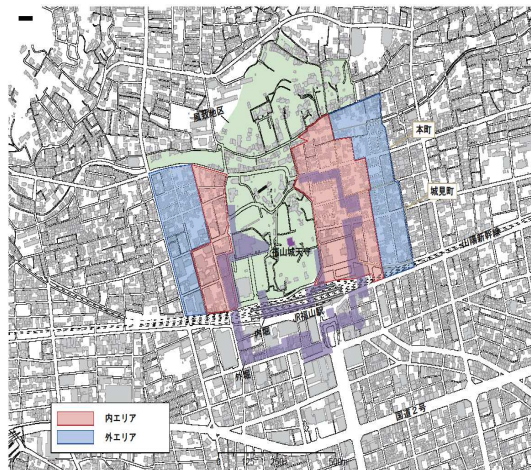
現在、本市では、2022年（令和4年）に迎える「福山城築城400年」に向けた取組みの一環として、福山城のシンボル性を維持すること等を目的に、設定エリア内における建築物や工作物の高さの制限を、（仮称）福山城周辺景観地区を策定し実施することとしている。

これを受け、福山市屋外広告物条例についても、許可の基準の一部を改正し、同エリア内における屋外広告物に関して、次のとおり、制限をかけていくこととしている。

■屋上広告物 ■※高さの制限

内エリア：地表から広告物の上端までの高さが23m以下であること

外エリア：地表から広告物の上端までの高さが31m以下であること



※各エリアの範囲や高さの制限についての考え方は、（仮称）福山城周辺景観地区におけるものと同じ

■広告物全般 ■※形態・意匠の制限

公衆に対し、広く情報を伝達することを目的としている屋外広告物の特性を十分に踏まえつつ、福山城周辺景観地区の取組みと整合が図られたものとして、強い光を発するものや点滅等するものなどについて検討中。

■今後取組みを検討すべきエリア■

<福山駅前周辺エリア（福山駅南口）>

上記、「福山城周辺エリア（福山駅北口）」と隣接する「福山駅前周辺エリア（福山駅南口）」においても、『福山駅前再生ビジョン』がめざす福山駅前の姿「働く・住む・にぎわい」が一体となった福山駅前」の実現を見据える中で、デザイン会議からの意見も参考に、魅力ある景観の形成に対する屋外広告物のあり方について、今後、検討する予定。